

## 証券投資信託約款変更等のお知らせ

このたび当社では、「中華圏株式ファンド（毎月分配型）〈愛称：チャイワン〉」につきまして、以下の通り、信託約款の一部を変更いたしますので、お知らせいたします。

### 【変更対象ファンド】

当ファンドが投資対象とする「チャイナランド株式ファンド（適格機関投資家向け）」につきましては、「中国A株マザーファンド」および「チャイナランド株式マザーファンド」にて実質的な運用を行なっております。

当ファンド	中華圏株式ファンド（毎月分配型）〈愛称：チャイワン〉
投資対象ファンド	チャイナランド株式ファンド（適格機関投資家向け）
投資対象マザーファンド	中国A株マザーファンド
	チャイナランド株式マザーファンド

### 【変更の内容】

#### ①投資対象マザーファンドにおける運用指図権限の委託について

投資対象マザーファンドにおいて、「日興アセットマネジメント アジア リミテッド」からの情報提供および投資助言を活用して、「日興アセットマネジメント」にて運用を行なっておりますが、さらなる運用の効率化を図るため、新たに「日興アセットマネジメント アジア リミテッド」へ運用指図権限を委託いたします。

#### ②投資対象ファンドおよび当ファンドにおける運用委託報酬（信託報酬）の変更について

投資対象ファンドにおいて信託報酬の引き上げ（税抜0.4%）を行なうと同時に、当ファンドにおいて信託報酬の引き下げ（税抜0.4%）を行ないます。

お客様に実質的にご負担いただく信託報酬の総額につきまして、変更はございません。

	変更前	変更後
当ファンド（A）	年率1.4%（税抜）	年率1.0%（税抜）
投資対象ファンド（B）	年率0.2%（税抜）程度	年率0.6%（税抜）程度
実質的な負担（A+B）	年率1.6%（税抜）程度	年率1.6%（税抜）程度

#### ③当ファンドにおける投資助言の廃止について（※約款変更には該当しません）

「日興アセットマネジメント アジア リミテッド」から投資対象ファンドの組入比率に関する投資助言を受けておりますが、これを廃止いたします。

### 【変更実施日】

2019年7月13日

以上

2019年7月12日  
東京都港区赤坂九丁目7番1号  
日興アセットマネジメント株式会社